

改正長野県環境影響評価条例に関する説明会 質疑応答概要

	質問	回答
1	太陽光発電については、工事中は造成系の事業種と同様の環境影響が想定されるが、供用時の環境影響としてどのようなものを想定しているか。	<p>一般的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観に対する影響 ②パワーコンディショナーの稼働による騒音への影響 ③降雨時における周辺河川等への濁水による影響 ④除草剤の使用による影響 ⑤土地の安定性への影響 ⑥太陽光パネルによる反射光の影響 <p>などが想定される。</p> <p>具体的には、事業計画と地域特性を勘案して、環境影響評価の対象とする項目を決めていただくことになる。</p>
2	風力発電の追加の際に、新たな項目としてシャドーフリッカーが追加された自治体があるが、今回、太陽光発電に特有の環境影響（新たな予測評価項目）を追加する予定はあるか。	<p>太陽光発電に特有の環境影響としての取扱いではないが、今回の改正に併せて光害を新たな環境要素として加えたところであり、太陽光パネルの反射光による影響が想定される場合は、光害を評価項目として選定いただくこととなる。</p> <p>また、稼働後に、パネルの撤去が予定されている場合は、撤去工事や撤去後の緑化等についても環境影響評価の対象となる。</p>
3	事後調査報告書について、住民からの意見聴取の手続が新たに追加となったが、凶書の周知方法についての規定はあるか。	<p>事後調査報告書については、県で公表、住民意見聴取を行うこととなっているため、事業者における凶書の周知方法について特段の規定は定めていない。</p> <p>なお、事後調査の結果を広く周知することは事業に対する理解を深める上でも有意義であるので、事業者においても説明会の開催や要約した書類の配布など、必要と考えられる対応を検討いただきたい。</p>
4	事後調査の結果について、事業者が自主的に住民説明会を実施する場合、県で実施する公告、意見聴取と調整すべき点や、説明会実施に当たって留意すべき点はあるか。	<p>事後調査報告書については、県が凶書の送付を受けた後に1月間の縦覧手続を行うが、その間に住民の方から環境保全の見地からの意見を提出していただくことになる。</p> <p>住民の方が凶書の内容を把握した上で意見を提出できることが重要であることから、要約した書類の作成や、縦覧期間の早期に説明会を実施することなどに配慮いただきたい。</p>
5	配慮書段階での調査・予測・評価は、準備書段階でのものと同程度の水準が求められるのか。	<p>配慮書段階での調査・予測・評価は、原則として文献調査に基づき実施する簡易なものである。</p> <p>事業者において、より精度の高い調査等を行う必要があると判断する場合は、より詳細な調査等を実施することも可能であるが、その結果は方法書以降のアセス手続において活用することができる。</p>

6	敷地面積とは。	太陽光パネルが設置される面積のほか、太陽光発電所として必要となる施設（調整池、残置森林、場内通路、駐車場、事務所用地）の面積を含むものである。
7	バイオマス発電を新たにアセス条例の対象に加えないのはなぜか。	<p>バイオマス発電所は、発電所の種類としては火力発電所に区分されるが、従来から本県のアセス条例では、火力発電所を工場・事業場の建設として対象事業としている。</p> <p>排出ガス量10万立方メートル以上の工場・事業場が対象となるが、これを出力に換算すると1万～1万5千キロワット程度となり、法対象事業と比べて十分に小さい規模まで対象としていることから、今回は見直しを行っていない。</p>
8	アセス手続において住民から反対の意見が述べられた場合の取扱いはどうなるのか。	<p>アセス手続で述べられる意見は環境保全の見地からの意見に限られており、単に事業に対する賛否を示すのみであれば、アセス手続上の意見には該当しない。</p> <p>条例においては、事業者は環境の保全の見地からの住民意見に対して配慮することを規定しており、県としてもできる限りの対応を事業者に求めているところ。</p>
9	各種の開発に関する許可、届出とアセス手続の順序はどうなるのか。	一般的には、アセス手続が終了した後に各種の開発に関する許認可等を行うことになるが、具体的な事案が生じた際には御相談いただきたい。
10	事後調査計画書について、知事意見が述べられた場合に、修正後の事後調査計画書の提出が必要か。	条例の手続上は不要である。ただし、計画書に対する知事意見を述べた場合は、着手届を提出いただく際にその対応について確認させていただく。
11	事後調査報告書について、知事が措置の要請する場合は、必ず技術委員会の意見を聴取するのか。	要請を行う場合には、必ず技術委員会の意見を聴取することとなる。
12	現在、事後調査報告書等を提出しているが、改正により新たに対応が必要となる点はあるか。	<p>事後調査報告書等に対して条例改正により新たに導入した手続は、県の事務として実施するものであるため、事業者における新たな対応は不要である。</p> <p>ただし、報告書等の公開に際して、希少種の生息地などの非公開情報が記載されている部分を別冊とするなど、非公開情報に配慮して報告書等を作成していただく必要がある。</p> <p>なお、現在事後調査報告書等を作成している事業者の方へは、別途その対応について連絡を行う予定である。</p>
13	規模要件未満の事業への対応はどうなるのか。	<p>アセス制度では、規模要件未満の事業を制度対象とすることはできない。</p> <p>ただし、本来であればアセスを行う必要のある事業を分割し、アセスを逃れようとする案件などが生じないよう、電気事業法の届出など他法令の扱いも参考にしながら、制度の適切な運用を図ってまいりたい。</p>